

子育ては、児童相談所の養育費の支給など経済的なサポートがあります。【問合せ】子ども家庭支援センター ☎ 539・2555、立川児童相談所 ☎ 523・1321

子ども家庭支援センターは、児童相談所の養育費の支給など経済的なサポートがあります。【問合せ】子ども家庭支援センター ☎ 539・2555、立川児童相談所 ☎ 523・1321

パパ・ママの子育てを応援！
子育て応援メニュー

市では、「子育てするなら ふっさ」を掲げ、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組んでいます。詳細は市ホームページをご覧ください。

事業名・概要等	日時	問合せ・申込み
病児保育 【対象・定員】 生後6か月～小学3年生のお子さん・4人/日 【料金】 1,000円/日	平日午前8時～午後6時	病児保育室あんず(しみず小児科・内科クリニック併設) ☎ 513・4158
病後児保育 【対象・定員】 生後6か月～小学3年生のお子さん・4人/日 【料金】 1,000円/日※別途食事・おやつ代 350円	平日午前8時～午後6時	福生保育園(病後児保育室) ☎ 530・2072、すみれ保育園 ☎ 513・3410
定期利用保育 仕事や出産等で保育できない場合、一定期間継続的にお子さんをお預かりします。 【対象】 1歳～小学校入学前、保育園及び幼稚園に通園していないお子さん 【料金】 2,200円/日、1,100円/4時間未満	平日午前8時～午後5時 ※1日8時間以内	すみれ保育園 ☎ 513・3410
休日保育 【対象・定員】 生後2か月～小学校入学前のお子さん、及び市内保育園等を利用しているお子さん・6人程度/日 【料金】 2,500円/日(保育園等利用者は除く)	日・祝日午前7時30分～午後6時30分	福生保育園 ☎ 551・0152、すみれ保育園 ☎ 513・3410
一時預かり 保護者の病気等やリフレッシュ等の際、保育園でお子さんをお預かりします。 【対象】 小学校入学前のお子さん 【料金】 2,500円/日、1,250円/4時間未満	週3日以内 午前7時～午後6時※1日8時間以内	市内認可保育園等
子育てひろば 園庭開放・子育て相談など 【対象】 小学校入学前のお子さん	平日午前9時～正午	福生杉ノ子保育園 ☎ 551・9175、すみれ保育園 ☎ 513・3410
子育てサロン 保育士によるリズム遊びや子育て相談など 【対象】 小学校入学前のお子さん	お問い合わせください。	弥生保育園 ☎ 552・1036
なかよしクラブ ※申込不要 楽しい歌や体操など(主催:福生市保育協議会) 【対象・定員】 小学校入学前のお子さん・先着30組※場所は保健センター・福祉センター	水曜日(月2回程度)午前10時～11時30分	杉ノ子第三保育園 ☎ 551・8446

★子ども家庭支援センター事業

詳細は市ホームページをご覧ください。

事業名・概要等	問合せ
産前・産後支援ヘルパー事業 【内容】 簡単な食事の支度、買い物、洗濯、健診などの付添いなど 【対象】 母子健康手帳の交付を受けている方。日中家事・育児を手伝ってくれる人がいない方など。 ※母子健康手帳取得後から出産後6か月以内(多胎の場合は1年以内) 【利用料金】 1時間700円 【利用時間】 午前8時～午後7時の間で1日4時間以内	子ども家庭支援センター ☎ 539・2555
ファミリー・サポート・センター ▼地域で助け合いながら子育てをしませんか? 会員募集中です。 子育ての援助をしてほしい方(依頼会員)と、子育ての援助ができる方(提供会員)が、助け合いながら子育てをする有償ボランティア組織です。保育園などの送迎や一時預かりなどの支援を行います。 ▼依頼会員の募集 【対象】 市内在住または在勤で、生後57日から小学6年生までのお子さんのいる方 【利用料金】 1時間あたり700円～900円 ▼提供会員の募集 【対象】 市内在住で20歳以上の心身ともに健康な方。講習会の受講が必要です。	ファミリー・サポート・センター ☎ 553・7511 ※事業の説明は子ども応援館で随時行っています。

ご存じですか?

ひとり親家庭等の福祉制度

市では、国や都と協力して次のような事業を実施しています。

①児童扶養手当

【支給対象】 18歳に達した日の属する年度の末日まで(身体障害者手帳1級～3級程度・愛の手帳1度～3度程度の障害がある場合は20歳未満)の児童で、次のいずれかの児童を扶養している方
父母が離婚した児童/父または母が死亡または生死不明である児童/父または母が重度の障害を有する児童/父または母が1年以上拘禁されている児童/父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童/父または母が保護命令を受けた児童/婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合を除く)

【手当額】 申請の日の翌月分から

〈児童1人目〉[全部支給] 月額42,000円 [一部支給] 月額41,990円～9,910円(所得に応じた額)

〈児童2人目〉 月額5,000円加算

〈児童3人目以降〉 1人につき月額3,000円加算

※所得制限があります。

②児童育成手当(育成手当)

【支給対象】 18歳に達した日の属する年度の末日までの児童で、①の児童扶養手当と同様な状態にある児童を扶養している方

【手当額】 申請の日の翌月分から児童1人月額13,500円※所得制限があります。

③ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達した日の属する年度の末日まで(障害がある場合は20歳未満)の児童を監護するひとり親家庭及びひとり親家庭に準ずる家庭に対して、保険診療の本人負担分を助成します。(前年度住民税課税世帯は一部負担あり)

【対象】 ひとり親家庭の父または母/両親がいない児童を養育する方/父または母が規則で定める程度の障害の状態にある児童/ひとり親家庭の児童または養育者に養育されている児童※所得制限があります。

④ひとり親家庭ホームヘルプサービス

中学生以下の児童のいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当し、日常生活に支障をきたしている家庭にホームヘルパーを派遣します。事前の申請、登録が必要です。

【対象】 ひとり親家庭となってから2年以内の場合/親または児童が一時的な傷病の場合/親族等の冠婚葬祭に親が出席する場合/日常の家事および育児を行っている同居の祖父母等が一時的な傷病の場合/技能習得のための通学・就職活動・出張・学校の公式行事への参加等の場合

※これらに該当しない場合でも、児童が小学3年生以下であれば利用可能です。

【派遣回数】 1日1回月12回まで。※派遣時間: 午前7時～午後10時の間で1日2時間以上8時間まで

【援助内容】 育児/食事の世話/住居の掃除・整理整頓/洗濯※所得に応じて費用負担があります。

【①～④問合せ】 子ども育成課子育て支援係 ☎ 551・1737

⑤東京都母子及び父子福祉資金

東京都母子及び父子福祉資金・東京都女性福祉資金貸付制度では、ひとり親家庭のお子さんのために貸付を行っています。

【対象】 原則都内在住(6か月以上)のひとり親家庭の母または父等

【資金の種類】 修学・就職・転宅等目的により12種類の資金に分かれており、必要な額を限度額内でお貸ししています。事前に面談が必要です。詳細はお問い合わせください。

⑥自立支援教育訓練給付金

【支給対象】 ひとり親家庭の母または父で20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方

児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方/雇用保険の教育訓練給付の受給資格がない方/当該講座の受講が、就職のために必要であり、過去に訓練給付金を受給していない方

【支給対象講座】 雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座等

【支給額】 修了した対象講座の受講料の20%相当額(上限10万円、ただし4千円以下は対象外)

⑦高等職業訓練促進給付金

【支給対象】 ひとり親家庭の母または父で20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方

児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方/修業年限が2年以上の養成機関において、資格の取得が見込まれる方/就業または育児と修業の両立が困難な状況であると認められる方

【支給対象資格】 看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師等

【支給額・支給期間】 修業期間の一定期間(上限2年)について、申請のあった月から月額100,000円を支給(課税世帯の方は月額70,500円を支給)します。

⑧ひとり親家庭相談

母子・父子自立支援員が、児童の養育・就学の問題、その他生活全般の相談をお受けします。相談を希望される方はご連絡のうえ、来所ください。

【⑤～⑧問合せ】 子ども家庭支援センター ☎ 539・2555

【助産師と話そう】 地域の助産師による無料の相談会です。「助産師からのちょっと話」(午前11時～)のテーマは「おいしいおっぱいをあげるために」です。【日時】 12月25日(金)午前10時～正午 【場所】 子ども応援館1階※時間内は出入り自由です。【主催】 西多摩助産師会 【問合せ】 森田助産院 ☎ 551・0323

【振込みのお知らせ】 児童扶養手当を12月10日ごろに振り込みます。【問合せ】 子ども育成課子育て支援係 ☎ 551・1737